

『六即私記』私考

大平宏龍

目次

- 一、問題の所在
- 二、書誌的事情について
- 三、隆師の他の著述との関連について
- 四、『六即私記』の内容
- 五、本抄成立に関して
- 六、門流意識に関して
- 七、結語

一 問題の所在

日隆聖人（一三八五―一四六四、以下隆師）の『六即私記』は、成立に関わる謎と、内容における得意な点とがあり、しかも、特によく読まれた時期もあり、興味深い著述である。

すなわち本抄は、書名、著述年、調卷等が後述の如く明確でない。それは又、この著述が隆師の多くの著述と、

どう関連するのかという問題ともなる。

更に本抄中には、他に見られぬような隆師の強い思いが示されてもいる。そして言うまでもなく、本抄のテーマは、隆師の主張してやまぬ名字即の凡夫に対する題目の下種の問題である。

本抄はなぜ「六即」のみを対象としているのかという点に関して、隆師の他の著述との関わりを含め、従来、ほとんど考究されることがないようであり、ここに私見を述べておきたいと考える。然し、私見は、直接の根拠のあることではない仮説である故に、大方の御批判を得て、少しでも真実に近づきたいと希うのみである。

二 書誌的事情について

まず本抄は、尼崎本興寺に真蹟が格護されており、それによれば、当初より卷子本であったようで、巻数も全三巻となっている。考察の便宜上、各巻をA、B、Cとする。それらの現在の題籤および袖書は他筆で¹

A

（外題）六即私記三巻之内 惣釈

（袖書）奉寄進御聖教軸表紙二巻之内

施主大坂大津与市右衛門^{（マ）}

（以下真筆）六即下

（以下、引用者省略）

B

(外題) 六即私記三卷之内 理即名字即

(袖書) 奉寄進御聖教軸表紙二卷之内

施主大坂大津屋与市右衛門

(以下真筆)

理即下

(以下、引用者省略)

C

(外題) 六即私記三卷之内 觀行即已下四即

(袖書) 奉寄進御聖教軸表紙一卷

施主大坂苜葉屋太右衛門母儀

(以下真筆)

觀行即下

(以下、引用者省略)

となっている。これに対して各巻の末尾は他筆(頭師筆)で

A

「六即私記」私考(大平安龍)

「六即私記」私考（大平安龍）

奉修覆六即私記三卷之内六即下

貞享三^丙年正月廿三日

日頭花押

B

奉修覆六即私記三卷之内理^下

貞享三^丙年正月廿三日

日頭花押

C

奉修覆六即私記三卷之内観行即下

貞享第三^丙正月廿三日

日頭花押

となっている。本文はすべて隆師の真蹟であるが、本文中に書名や調卷、著述年を示す記事はみられない。そのことは、過日の原本の再調査²によっても確認されている。このため現在、書名は頭師の記事に従って「六即私記」としているのである。

隆師の著述について、隆師自身の命名が不明の場合、「四箇口決」「六箇口決」は承師（二五〇一〜一五七九）の命名に拠っており、又、「当家要伝」も、自筆の原本に題号がなく、頭師は「写本の御聖教を以て之を考へ当家要伝と名づく³」と記している。又「玄義一部見聞」（題簽による。奥書では玄義見聞とある）も、隆師の命名ではなく、恐らく頭師の命名と思われる。

以上の事例から考えれば「六即私記」の名称は顕師によるとみるのが自然ではある。然し、「六即見聞」などでなく「六即私記」の名称は、或は何か根拠があったものかと思われもする。然し、これは単なる推測にすぎない。そして、他の呼称も管見に於ては知られない。

ところで、顕師の記事でも調巻の順序を示す指示はなく、題簽に「三卷」とあるのみである。曾て本抄を謄写刷りて刊行した時、⁽⁵⁾ 株橋諦秀（日浦）先生は、先のABCの順、即ち

上巻 惣釈

中巻 理即・名字即

下巻 餽行即已下四即

の順とされている。内容的にみて妥当と思われるが、上述のように、原本には一切、調巻についての記事がないことは、書誌的には確認しておかねばならない。

三 隆師の他の著述との関連について

本抄の書名・調巻・著述年時が未詳である事情は、本抄の成立について、他の著述との関連を考えてみる必要があるのではないかとの思いを起こさせる。

その一は、「名目見聞」との関係である。「名目見聞」は題号釈の部分を「二帖抄」ともいい、「法華の下」の「五帖抄」と共によく研鑽されたのであるが、これは既に発表した如く、隆師の「名目見聞」は、その天台義を柏原貞舜（二三三四―一四三二）の「天台名目類聚鈔」に負うているという事実がある。「名目見聞」の原本は条

「箇（目次）一卷を含む全一六巻であるが、もと第六―八巻の三巻の予定であった「法華の下」が増広されて五巻となり、あたかも別行本の如く「五帖抄」とも呼ばれたのは前述の如くである。そして最終の第十三巻は、三蔵教について述べるうち修道の下の中で終り、本抄は未完の著となった訳であるが、もし、「天台名目類聚鈔」に従って、書き続けられていれば、「円教の下」が、大部分を六即の説明が占めている故に、そのような内容となったであろうことは推せられる。一往、このような仮説も考えられるのは、「六即私記」には「四帖抄」と共に「二帖抄」「名目見聞法華下」が引用されていて、その後の著述であることが判明するからである。ただ「六即私記」の内容は「天台名目類聚鈔」とは関係なさそうであるので、この仮説は採用できない。

第二に考えられるのは「止観見聞」との関係である。隆師の「止観見聞」全一六巻は、「摩訶止観」の構成の順序に従いながら、天台教学における意味（隆師のいわゆる天台外宜迹面の立場）と日蓮義からの解釈（天台内鑑本密の立場）を示したものである。その第四巻は、「止観」第一の發大心の下で、その三、頭是のうち、第一の四諦、第二の四弘誓願まで解釈があるが、その第三の六即については、本文が見当らず、「止観見聞」第五巻の方は、修大行の部分となっている故に、「六即」については、釈文が欠落しているのである。

このことから推測すれば、「六即私記」は本来、「止観見聞」の一部として解釈されるべきものが、恐らく増広した為に、別行本の形となったのではなからうか。それは、宛も「名目見聞」中の「法華の下」が、三巻分から五巻分を増広され「五帖抄」と呼称されるようになったのと同致ではないであろうか。先にみたように、「六即私記」は、全体の名称も、調巻の指示もないことが、それを物語っているように思われる。

ところで、隆師の最晩年の著とされる「三大部略大意抄」の「摩訶止観」解釈の部分は「止観第一巻抄」上下二巻のみであるが、その下巻の末尾は「六即」に対する解釈で、それを含む内容は

後六即下迹面本裏之大意事

迹門六即与本門六即勝劣事

以止觀為法花大意云破文事

となっている。これに関連する内容は、「六即私記」の総釈の所にみられるが、注意すべきは、「三大部略大意抄」止觀一卷抄下の終りに近い所で

次諸御抄所說本門六即者（以下引用者省略）

の終りの所に

故迹本六即如^レ水火勝劣有之^ニ此事^ハ前^ニ委雖記之^ヲ為初心者^ニ重々注之^云
とあることで、これは「六即私記」の惣釈の終りの所で

問ふ本迹の六即の不同如何^⑨

以下の所に詳論されている。故に「前に委しく之を記す^云」とは「六即私記」のことと考えられる。
こうしてみると「名目見聞」と「止觀見聞」の著述順序に興味がもたれるが、今後の研究課題である。

四 「六即私記」の内容

株橋日涌先生の整理の順序に従って、本抄の内容をみておきたい。

まず「六即下」では、六即の本迹異、六即一即の義、と共に即身成仏の義が述べられている。

理即の下では、本迹の異を注意し「曾谷抄」の「法華経より外は理即の凡夫也^⑩」の文の解釈が述べられている。

名字即の下は、当然ながら最も分量が多くなっているが、末法相應の位、名字即の退不退、名字下種、六即一即名字即、本迹の異、安然批判などが述べられている。

観行即の下では、この箇所のみ「条箇」（目次）が示されている。やはり本迹の異、有相か無相か、観行即の退不退、などが論じられている。

相似即の下は本迹異、尔前迹本六根互融の相などが論じられる。

分真即の下は、本迹異など。

究竟即の下は、本迹異、等覚一転入于妙覚の釈について、元品無明は等覚智断か妙覚智断か、等が論じられている。

以上のように、六即はまず本迹の異が注意されているが、それは即ち当（日蓮義）と台（原始天台義）との相違であり、日本中古天台義も批判されるが、結論としては

台―六即一即観行即

当―六即一即名字即

と示される。換言すれば、日蓮義に於ては、すべて南無妙法蓮華經の信行過程として六即をみる立場となつているのである。その故に、株橋先生は

当宗の成仏は六即一即の名字信位の下種即成であることを釈したもので、この抄は幕末の皆成・久遠論争に於て兩派共に盛んに引用して各々火花を散らしたものである。¹¹

と言われているのである。

五 本抄成立に関して

本抄は天台教学における六即義を、日蓮義としてどう解釈するか、その具体的な解を示そうとしたものと考えられ、先述の如く、恐らく「止観見聞」の一部が増広され、別行本となったと推測される所である。その故に、「摩訶止観」第一は勿論、三大部本末が引用されるが、本抄成立に関して特に関係のある著述はみられない。注意されるのは、中古天台関係では、「南岳心要」が所破の為に引用されていることで、即ち「理即の下」⁽¹²⁾の所では

尋ねて云く、理即到稟教修行の義有りや。答ふ、心要に云く、一切衆生の心性即理即仏と云へり。何ぞ不聞不知の理性に稟教修行の義有らんや。若し之に依つて尔なりと云はば、四時三教の行人、法花に来て始めて名字に叶ひ、又迹中の断証の人本門に来て初めて妙法蓮華経を聞ひて名字即到叶ふ。爰に知んぬ、尔前迹門の三惑断の諸菩薩も権迹の当分は理即なり。之に依つて曾谷抄に、法花経より外は理即の凡夫なり^云。何ぞ当分に於て稟教修行の義無からんや如何。

答ふ、六即の主旨に任せば、理即到稟教修行の義これあるべからずと云ふ事、一辺の難の如し。但し高祖師の御判釈に至つては、尔前迹門転入の理即の、権迹当分の稟教修行は元より論ぜざる处なり。今、本門の理即の本門の稟教修行これありやと云ふ事なり。仍つて本門理即到定め乍ら本門稟教修行はこれあるべからずと云ふ事なり。若し難の如くんば、名字即到不同無きものなり。稟教修行は、名字觀行の得分なり。(以下引用者省略)

とあつて、日蓮聖人の「曾谷入道殿御返事」の

（引用者前略）大日經・方等般若經の題目を聞、人は或^ハ折空 或^ハ体空 或^ハ但空 或^ハ不但空 或^ハ但中不但中の理をばさとれども、いまだ十界互具・百界千如・三千世間の妙覚の功德をばきかず。その詮を説^クざれば法華經より外は理即の凡夫也。彼經經の仏菩薩はいまだ法華經の名字即に及ばず。何^ニ況^キ題目をも唱へざれば觀行即にいたるべしや。¹³

が、隆師の六即觀、ことに理即・名字即・觀行即の考え方の根拠の一となつてゐることが確認できるのである。又「惣釈」の下の所でも「六即の即身成仏」を論じる所で、

止觀は実相法身仏なり。是れ六即六仏なり。之に依つて南岳の心要に六即共に仏と云つて理即仏名字即仏乃至究竟即仏と云^云。此の六即經歴の止觀行者は初縁実相して初後不二なり。故に凡聖一如にして聖は聖乍ら、凡は凡ながら本有の成仏なり。¹⁴

等と、やはり「天台伝南岳心要」の、先引の箇所によつて、中古天台義を述べている。

これに対して、日蓮義としては

口伝に云く、本門八品上行要付の妙法蓮華經に十界皆成の種熟脱を明す。熟脱は迹中に在る故に難行道に似たり。此の故に迹中の熟脱を破棄して本因妙久遠下種を顕す。十界皆成は名字即の成仏にして易行なり。¹⁵

等と、詳細に名字即成の義が示されている。この外、「松林十三帖抄」や「天台宗二八帖抄口伝抄」¹⁷また安然の「教時諍論」¹⁸などが、引かれてゐるが、いづれも所破の爲の引用で、この「六即私記」の成立に、特に關係する書物ではない。

これに対して、日蓮義の証拠として引かれた日蓮遺文は、管見では二二書¹⁹で、次の通りである。（遺文名の上の番号は定遺番号）

- 10 一代聖教大意
- 38 南条兵衛七郎殿御書
- 81 十章抄
- 90 土籠御書（日朗抄）
- 98 開目鈔
- 118 觀心本尊抄
- 124 如說修行抄
- 134 当体義抄
- 158 立正觀抄
- 170 曾谷入道殿許御書（大田抄）
- 175 法蓮抄
- 176 種々御振舞御書
- 199 觀心本尊得意抄
- 223 報恩抄
- 242 四信五品抄
- 267 曾谷入道殿御返事（如是我聞抄）
- 270 法華初心成仏抄
- 294 富木入道殿御返事（治病抄）

『六即私記』私考（太平宏龍）

310 富木入道殿御返事（真権抄）

339 曾谷殿御返事（焼米抄）

360 秋元殿御書

370 大田殿女房御返事

引用遺文は以上のものであるが、やはり「観心本尊抄」と「四信五品抄」が最も多く引用されている。中でも「四信五品抄」の解が基本となっているのは言うまでもない。更に本抄の内容からして、前にふれたように「曾谷入道殿御返事」が特に注意されている。いずれにしても、日蓮遺文を以て能照・能開とする立場は、ここでも貫かれているのである。

六 門流意識に関して

隆師の門流意識は、表現としてはいろいろあるが、よく引用される「私新抄」の種熟脱を以て在世滅後の教相を判ずる事、日像門流の随分の相承也²¹。

の文を始めとして、隆師は単に日像門流に属することに意義を認め、それを誇りにする如き意識ではなく、日蓮義を解釈する上で、自らの立場を正統であるとする自信の上から門流を強調するのであり、「尼崎流」などはその典型と考えられる。永享元年（一四二九）、京都の妙蓮寺に対して、日存・日道両師を歴世に加えるべき事を提起した²²のは、永享元年頃に、日存・日道両師から教示された教学について、それを全体的に理解し、それについての自信を持った故²³と考えられる。又、牛窓本蓮寺蔵の日像聖人真筆の大曼荼羅の貼紙に「門流第九」と記し

たのも、日像門流に於ける諸師の中で、自らの正しさを自認していたが故の表現とみられるのではなからうか。それ故に、大覚妙実師の教化した寺々を八品教学の寺へと改衣せしめ得たのではなからうか。当時も、経済的な力や、門閥社会での貴顕出身者の権威などが、勢力拡大に影響が大きかったであろうが、それと共に、当時はまだ教学の力も大きかったことが知られる故である。⁽²³⁾

然るに、「六即私記」に於ては、隆師は珍しく、日朗・日像門流に所属している意義を強調しているのであり、その表現は、激しささえ感じられる。すなわち「名字即の下」の所で

問ふ、本門名字の即身成仏の相如何。

の問いに対する答えのあと、

示して云く、諸御抄並に観心本尊抄・四信五品抄・如説修行抄・日朗抄が名字即身成仏の記文なり。然るに当宗の成仏に於て即意成仏・即身成仏の二意これあり。謂く、但だ常途の如く平信の物（平信）、観心自解の即身成仏の類は法花経を口に信じ意に信じたる信者なり。此の分は即意の成仏なり、全く即身成仏に非ざるなり。例せば生身得忍の如し（云）。此の上に折伏を致し如説修行抄並に勸持品の如く三類に値ひて僧俗に怨嫉せられ、流罪死罪に処せられ、数々見擯出、遠離於塔寺の記文を顕し、身軽法重して我不愛身命但惜無上道の受記を蒙り、不軽の如く軽毀の四衆に値ひ、杖木瓦石を以て打擲せられ、悪口罵詈は申すに及ばず身口意に経て難を蒙り、謗家謗国の難を脱る、是れ真の如説修行の人なり。此を即身成仏の人と名くべきなり。南条抄に云く、何なる大善を作り法花経を千万部書写を為し、一念三千の観道を行じたる人なりとも法花経の敵を責めざれば得道有り難し（云）。其の外、開目鈔・報恩抄・如説修行抄・秋元抄・依智抄・初心成仏抄、此等に盛んに身に法花経を行ずるを如説の行人と名くと云う事を遊ばざるなり。身に法花経を読むとは本門名字即の

即身成仏なり。加之、日朗抄に云く、今夜のさむきに付ても籠の中の有様思ひやられていたはしくこそ候へ。殿は法花經一部^ヲ色心二法共^ニにあそはしたる御身なれば父母六親一切衆生を助けたまふべき御身也。法花經を人の読み候は口。心は読めとも身に読まず。色心共に遊ばされたるこそ貴く候へ^云。日像聖人花落^{ツマユ}（を）開発（せん）として勸持品の如く三類に値ひ数々見擯出遠離於塔寺並に及加刀杖者乃至説外道論義^云。向國王大臣ノ大難ニ値ひ奉り我不愛身命但惜無上道の信心修行廢退無し。是れ即ち日像門流本門名字即の即身成仏の相なり。諸門徒に分絶たる未曾有の即身成仏なり。恐らくは諸門流には即意成仏の一分なり^云。日像の京都開白御弘通の大難は擯出数度に及ぶ。其の時公方追放の院宣を勸持品に引き合せよ^云。聽て遮免せらるる其の旨は日像の御抄に委悉なり。仍て日朗日像門流計りは如説の即身成仏なり。之に依つて依智抄に云く、今日蓮は末法に生れて妙法五字を弘めてかかる責に値へり。乃^ハ数数見擯出之明文は但だ日蓮一人なり。一句一偈我皆与受記^{ツマユ}は我なり。阿耨多羅三藐三菩提は疑無し^云。此の文は名字不退名字即身成仏の証文なり。難じて云く、勸持の三類と不輕の四衆と御抄の如く三世の不同はこれありと雖も其の義は以てこれ同じ。此の四衆三類中に謗国の王難これあり。經に云く、國王大臣に向つて^云。高祖大士は関東の御弘通^云。日像は花落^{ツマユ}に國王大臣等に向つて大難を身に蒙り身に法花經を読む事、恐くは高祖に勝れたまふ歎如何。
答ふ、口伝云。諸門流は口と意と法花經を読む故に如説の門弟に非ざるなり。日像門流に三業相應の大白善（風）（あれば）如説修行の門流なり。末法相応本門名字の即身成仏の門徒なり。之を貴ぶべし^云。經に云く、（略）是人於仏道決定無有疑^云。即身成仏の未來記なり。

以上、長々と引用したが、ここの文意をみるに、日朗師の身説法華は誰しも注目する所であるが、日像師の京都における法華弘通が非常に強く述べられていて、特異な感じさえする程である。即身成仏についても、更に即

意成仏・即身成仏を分け、身説法華の即身成仏が強調されている所である。これについては、「弘経抄」第六七卷に、同様の文がみえるが即意・即身の区別はなく、語氣はずっと穏やかである。

又、「弘経抄」第二三巻では末法の信力による題目弘通に三根ありとして

但し上根は日蓮大士の如く身命財を捨てて国主万民を助け、中根は分に身命財を愛せずして王難に及ばずと雖も万民を勧め怨嫉に遇う、日朗聖人御抄のごとし、身に法華経を読む者なり、下根は事相の法財二施に堪えざる一類は、形の如く信心を取って身を経力に任せ法則施を以て妙法五字に収め南無妙法蓮華経と唱ふる輩万々たり、何れも不退勝地に至るべし。但し三根に成仏の遅速あるべし⁽²⁸⁾ともある。

扱て、「弘経抄」第五八巻にも、「身の受持」を問題とし、

本門流通末世如説の行人は、不軽の如く身の受持これあり、其の聖人日蓮大士と日朗聖人とこれなり、諸御抄、如説修行抄に委悉なり、日朗聖人御抄に云く、(引用者中略)又諸門流の中には日像一人、身の受持之を移したまふ。委くは別記のごとし⁽²⁹⁾云。

とある。この「別記」とは、「弘経抄」第六七巻の記事ともみられるが、「六即私記」の前掲の文も同様に考えられる。然し、宗祖、朗師、像師の身説法華の姿を強調されることは同じでも、像門流の強調は、「六即私記」に際だっている。これは何か理由があるのであろうか。

おおよそ日蓮聖人の遺文と、隆師の著作等は真蹟が多く伝えられていることにおいて、軌を一にする所があるが、内容上の決定的な相違は、同時代の歴史事象を問題とするか否かという点である。日蓮聖人は同時代は言うまでもなく、法華経の伝来と信仰に関して独自の歴史観を示し、立正安国を実現すべく立ち上がったのであつたが、

隆師は、教学の根本的な考え方に終始して、同時代の歴史にふれることが殆んどない。又、自らの生涯についても殆ど何も記されていないに等しい。ただこの点で『開迹顕本宗要集』の各巻末の記事は、隆師としては珍しい例外的な述懐と言わねばならない。即ちこれによって我々は断片的ではあるが、隆師晩年の健康状態と、その御心の内を窺うことができるのである。

さて隆師の著述内容の特色として、教学面に於ての他門流批判はみられるが、前述のように歴史的事象への言及はない。このような隆師の著述内容であるが、背景として考えられることがある。それは当時の日蓮門下は競うように、いわゆる諫暁⁽³¹⁾を行ってきたということである。隆師はそれについても関心を示した記述はなく、無論自身で行ったこともない。然し、応永年間の日什門流諸師の諫暁活動は、当時の京都の日蓮門下のみならず宗教界に動揺を与えた事件であったようである。⁽³²⁾まして、久遠成院日親師（一四〇七―一四八八）が、京都の日蓮門下に与えた影響は、その著『傳燈抄』⁽³³⁾からも窺うことができる。親師は応永三四年（一四二七）に上洛して伝道活動をはじめ、後に本法寺を建立したが、永享一〇年（一四三八）に『折伏正義抄』を著し、翌年には將軍義教への諫暁を行った。永享一二年（一四四〇）には『立正治国論』を著したが、同年二月六日、幕府は親師を投獄し、拷問を行った。翌嘉吉元年（二四四一）六月二四日、義教は赤松満祐に殺害された（嘉吉の変）ため、日親師は出獄となったが、『冠鑑日親』⁽³⁴⁾は世に喧伝されることとなったのである。

この親師の京都での活動と、その影響の残る時期は、恐らく隆師の『四帖抄』『名目見聞』などの著作時期と重なっており、特に『六即私記』の記事との関連を考えることは、無理ではないのではないか。即ち、隆師が、他の著述にはみられないような筆致で、像師の京都弘経を強調されたのは、或いは、この各門流の諫暁活動、殊には親師の一件を意識してのことであったのではなからうか。

ただ先述の如く、隆師は、諫暁活動に関心は示さず、権門に近づくのでもなく、ひたすら、個々の人々への布教を、現実的にすすめたように思われる。延いてはそれが、江戸時代の末期から明治にかけての、民衆信仰の高まりの風潮の中、日蓮門下として、唯一、在家的信仰運動即ち八品講の活動の原動力となっていたものと考えられる所である。

七 結語

以上、隆師の著述全体の上から考えた時、「六即私記」は「止観見聞」の一部が増広されて別行本となったのではないかということと、内容的に、特に日像聖人の京都への初めての法華宗弘通を高く評価し、その門流の誇るべきことを強調しているのは、「六即私記」の成立時期の推測からして、諸門流の室町幕府諫暁の動きと関わりがあつたのではないかという、二の仮説を中心に、現在の時点での私見を述べた。然し、推測の部分が多く、大方の御批判を得て、更に考究したい。

(平 30・7・3)

注

(1) おそらく巻末と同じく、両山(本興寺・本能寺)二八世日頭(一六三二—一六九一)の筆であろう。

(2) 本抄は「法華宗全書・日隆3」に収録予定で、現在その作業が進行中であるが、この為に過日、株橋祐史・平島

- 盛龍阿師を中心に、本興寺の許可を得て、その調査を行った。その報告書はまだ出ていないが、株橋師の口頭発表が平成二九年九月六日にあった。原本についての諸般の状況は、いずれ活字化されるであろう、その報告書を待ちたい。
- (3) 「当家要伝」袖書記事による。「当家要傳全」（桂林学叢）第一五号別冊、平成二年、所収）九頁。
- (4) 中古天台に「六即義私記」の名称の書物が複数存在したことが報告されているが、隆師の「六即私記」との関連はないように思われる。多田厚隆・大久保良順・田村芳朗・浅井円道校注「天台本覚論（日本思想体系9）」（岩波書店、昭和四八年）二四五頁欄外注。
- (5) 北田秀達編「皆久問題資料集」第五卷（人原閣出版部、昭和八年刊）所収。但し、目次の前には「皆久問題記録集第五卷」となっている。
- (6) 拙稿「日隆聖人著「名目見聞」の一考察」『桂林学叢』第一〇号、昭和五三年三月。
- (7) 「天台名目類聚鈔」では第七卷。天台宗典刊行会編纂「天台宗全書」第二二卷（第一書房、昭和四九年）四六五頁。
- (8) 「六即の下」（前掲「皆久問題資料集」第五卷）一三〇頁。
- (9) 前掲「皆久問題資料集」第五卷、一四〇頁以下。以下「六即私記」の引用は書き下し文とする。
- (10) 「曾谷入道殿御返事」定遺一四〇八頁。
- (11) 株橋諦秀（日涌）「日隆聖人教学の序説」『桂林学叢』第四号、昭和三八年五月、四八頁。本抄の内容から、不幸で不毛な皆久論争に引用された歴史をもった訳であるが、私自身は、隆師教学は皆成即久遠・久遠即皆成の網格があればこそで、それを忘れては、隆師教学からの逸脱となると考えるものである。
- (12) 「理即の下」（前掲「皆久問題資料集」第五卷）一五〇頁。「天台伝南岳心要」は前掲「天台本覚論」（四一―一頁上段）によれば「雖知衆生煩惱如法界、以大悲故留拔如法界衆生生死之苦、雖知法門仏果非修非証、以大悲故而修而証、与衆生涅槃之樂名真正菩提心、亦名六即六仏、一切衆生之心性即理即仏、了心三諦名字即仏、觀念相統觀行即仏、六根清淨相似即仏、從初住至等覺分真即仏、唯仏与仏究竟即仏、即故初中後皆是、六故簡監」となっている。なお、同

抄は「弘経抄」や「宗要集」にも引用がある。

(13) 「曾谷入道殿御返事」定遺一四〇八頁。

(14) 前掲「皆久問題資料集」第五巻、一三三頁。

(15) 同一三五頁。

(16) 同一四三頁。

(17) 同一〇〇頁。

(18) 同一八七、一八八頁。

(19) 拙稿「日隆聖人教学成立の資料―宗祖御遺文について―」『桂林学叢』第八号、昭和四九年九月では「六即私記」所引の日蓮遺文を二一書としたが、「三七〇・大田殿女房御返事」を追加して二二書とする。

(20) 米澤晋之助著「慶林坊日隆教学の研究」(山喜房仏書林、平成三〇年)一一五頁以下に門流意識についての考察がある。但し「六即私記」への言及はない。

(21) 「私新抄」第一巻(立正大学日蓮教学研究編「日蓮宗宗学全書」第八巻(日蓮宗宗学全書刊行会、昭和三五年)五二二頁。

(22) 「妙蓮寺内証相承血脈之次第条目事」真蹟(本興寺蔵)。

(23) 私見によれば隆師の「私新抄」は、日存・日道両師の教示を記録し、それを基として自己の見解をまとめたものと考えられる(拙稿「私新抄」新考)『興隆学林紀要』第一三号、平成二五年三月)。これを時期的にみれば、永享元年(一四二九)頃ではなからうか。

(24) 広蔵日辰師の「負薪記」は永祿元年(一五五八)二月一日に成ったものであるが、寺院建立や信者の教化よりも、自派の教学の確立こそが結果として興隆を齎らすとの確信が述べられている。隆師より百年も後であるが、まだ、教学が生きていた証拠の一と思われる。「日蓮聖人伝記集」本満寺刊、昭和四九年。

- (25) 「六即私記」「名字即の下」（前掲「皆久問題資料」第五卷）一六五―一六九頁。
- (26) 「天台伝南岳心要」の見聞をまとめた「漢光類聚」巻二に即心成仏と即身成仏の議論がみえるが、「六即私記」との関連は未詳。前掲「天台本覚論」二二二頁。
- (27) 「弘経抄」第六七巻（「原文対訳法華宗本門弘経抄」（以下「隆全」）第七巻、日蓮大聖人御降誕奉賛会、昭和四五年）二二〇―二二三頁。
- (28) 「弘経抄」第二二巻（「隆全」第三巻一〇八頁）。
- (29) 「弘経抄」第五八巻（「隆全」第六巻）二八二―三頁。
- (30) 株橋謙秀（日通）先生は法華宗教学研究所総会での所長講義で「日隆聖人の法華宗諸門流評破」と題して、昭和四六年（一九七二）八月二五日に口頭発表され、その時の資料が残されている。
- (31) 日蓮聖人が、当時の鎌倉幕府（前執権北条時頼への提出とされる）へ「立正安国論」を勅文として提出し、法華経への信仰を迫ったことに倣い、幕府を「立正安国論」、稀には「守護国家論」をそえて諫暁することが行われた。その最も激しい諫暁によって、室町幕府により投獄され拷問にあったのが世に言う「なべかむり日親」上人である。
- (32) 立正大学日蓮教学研究所編「日蓮教団全史上」（平楽寺書店、昭和四一年）二二三―二二六頁。
- (33) 日親著「傳燈抄」（注21前掲「日蓮宗宗学全書」第一八巻所収）。本抄からは、日親の立場からの各門流の有様の描写とその批判、又、各門流僧俗の対応などが知られる。日像門流については、像師の謗施受容の疑義が問題とされている。隆師についても、「慶林坊日隆妙蓮寺ヨリ出ル公事」（四二頁）及び「日隆慶林坊ハ謗施ヲ行、事ヲ專トスルナル疑ヒ於テ二京都ニ一連連尋問カバ次第次第二可キレ頭々欵」（四五頁）との記事がある。然し隆師と親師は面識があったようにはみえない。

ところでこの「傳燈抄」の記事について考えられる第一のことは、隆師の「坊号」である。隆師が自らのこととして記された資料はなく、真蹟の「御聖教切九枚」（本興寺所蔵断簡）中には「慶林坊」とあるが、自身のことである

確証はない。そこで同時代の資料としての「傳燈抄」の記事は傍証の一となるのではないか。但し「国書総目録」(岩波書店、昭和五二年第二刷、八五二頁a)「日本仏教典籍大事典」(雄山閣出版、昭和六一年刊、三九四頁d)等によれば、「傳燈抄」は文明二年(一四七〇)の成立ではあるが、真蹟の存在は記されていない。第二に隆師が謗施を行ったとの記事については、隆師の著述の内容や「信心法度事」などからは考えられないことである。あるいは、これも「御聖教切九枚」中にある土地の売買の事実が誤って伝えられたのでもあろうか。「御聖教切九枚」中の関連資料については、小西徹龍(日逸)著「日隆聖人略伝」(東方出版、昭和六〇年)一五五頁など。

(34) 前掲「日蓮教団全史上」二六二―二七〇頁。日親の事跡は、中尾堯著「日親―その行動と思想―」(評論社、昭和四六年)に拠る。